

衆議院議長様
参議院議長様

ジェンダー平等社会の実現を求める請願

〔請願趣旨〕

日本では、女性労働者の約半数が低賃金で不安定な非正規雇用のため、男女賃金格差は是正されていません。とりわけ、女性が多く働くケア労働者の賃金は全産業と比べ月11万円低くなっています。その結果、シングルマザーや低年金の女性の貧困は深刻化しています。長時間労働も大きな問題となっており、仕事と育児や介護の両立は困難です。出産を前後して半数の女性が退職に追い込まれ、子どもの不登校や介護を理由に離職する人も後を絶ちません。

また、ジェンダー差別を包括的に禁止する法律がなく、性別や性的志向・性自認、家族形態、働き方などによって、生きづらさや不利益が強いられています。内閣府の調査(2024年)では、女性の8.1%が不同意性交等の被害にあったと回答するなど性暴力の実態は深刻です。性購買者を処罰する法律もなく、包括的性教育も十分におこなわれないなかで、ハラスメントや差別、性暴力・性被害を受けた人が十分な保護と支援を受けられない状況も続いています。

国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、差別を定義した包括的差別禁止法の制定、職場における差別、ハラスメントを助長する有害なジェンダー規範、社会規範をなくすこと、独立した国内人権機関の設置などを繰り返し勧告してきました。これらの指摘を長年、放置してきた国会と政府の責任は重大です。誰もが尊厳をもって生き、働くことのできるジェンダー平等社会を実現するため、以下請願します。

〔請願項目〕

- 1、非正規雇用の正規化と待遇改善、法定労働時間を「1日7時間週35時間」とし、残業規制をおこなうこと。
- 1、性搾取禁止法を制定し、性被害者支援センターや女性相談センターの増設、専門的相談員・支援員の増員と待遇の改善へ、補助の増額等をおこなうこと。
- 1、すべての年代を対象に包括的性教育を学ぶ機会を保障すること。
- 1、包括的ハラスメント禁止法や包括的差別禁止法を制定すること。同性婚への法整備をおこなうこと。

*名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記を。「〃」「同上」、鉛筆使用は無効となります。

名 前	住 所
	都道 府県

※この個人情報は国会請願以外には用いません。 2026.2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20